コラム

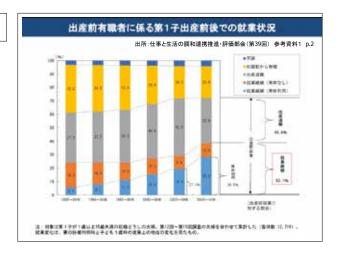
「女性の継続就業の動向と課題」

第39回仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議 (2016.11.17)権丈英子委員説明より

2016年9月に公表された「第15回出生動向基本 調査 | の結果によれば、これまで4割程度で推移して いた第1子出産前後の女性の継続就業率は53.1%へ と上昇し政府目標の 2020 年 55% をほぼ達成するに 至った。(資料1)

この結果は様々な取組の成果でもあると考えるが、 ここでは、女性の継続就業に影響を与える要因や女性 労働と少子化の関係を整理した上で今後の主な課題 について述べる。





女性の継続就業に影響を与える要因(資料2)

女性の継続就業に影響を与える要因は様々ある。労 働経済学において用いられる、労働供給に関する所得 と余暇の選好モデル(※)を参考に、既婚女性の就業 に影響を与える主な要因について整理した。

(選好)

仕事と仕事以外のこと(家庭など)に関する時間の 価値が関係する。女性の就業については、家事・育児 などの家庭内での役割が選好に影響を与える。また、 これに関する意識の影響も大きいが、内閣府の意識調 査によると、女性の就業を支持する方向に向かってい るという結果となっている。

(家計)

家計の所得制約を考えると、働くか否かの意思決定 には、夫の所得などの非勤労所得も影響を与える。理 論的には、夫の所得が高いと妻は働かない傾向にある とされる。実際には、夫の所得の大きな伸びは平均的 に見て期待できない状況であるので、妻の就業を促す 方向にあるといえる。

(職場:賃金率)

女性自身がどれくらい稼げるか、すなわち賃金率も 大きく影響する。理論的には、時間当たり賃金が上が ることで、必ずしも就労が促進されるとは限らず、む

しろ豊かになった結果、働くのを控えることも起こり 得るとも考えられる。だが、実証分析をみると、自ら の賃金率の上昇は既婚女性の就業に概ねプラスの影 響があるという結果が出ている。女性の活躍の機会が 広がり、男女間の賃金格差などが改善してくると、就 業率を高める方向に向かうと考えられる。

(職場:労働時間の柔軟性、仕事と家庭の両立)

理論モデルは、労働者は最適労働時間を選択でき るという前提で組み立てられることが多い。しかし、 現実には、労働者は労働時間をあまり自由に選べるわ けではない。労働者は、長時間労働になりがちな正社 員、正社員に比べて賃金等労働条件が低い非正規労 働、あるいは就業しない、という限られた選択肢に直 面することが多い。こうした選択肢の少なさが労働供 給を抑制してしまうこともある。労働時間の柔軟性が 高まり、希望する労働時間で働けること、長時間労働 が少ないことや短時間勤務ができることは、より働き やすい環境づくりに役立ち、仕事と家庭の両立のしや すさにも関わる。

(制度・政策)

育児休業制度や保育サービスなど制度や政策も大き く影響してくる。これらについては、全体として女性 が就業しやすい方向に進んでいるものと考えられる。

女性の継続就業に影響を与える主な要因 ~所得と余暇の選好モデルを参考に~

- 選好:家庭内での役割分担と意識
- 家計:非勤労所得(夫の所得等)
- 職場:賃金率(女性の活躍の機会)、労働時間の柔軟性(希望する労働時間の実現可能性)、仕事と家庭の両立のしやすさ
- 制度・政策: 育児休業制度、保育サービス

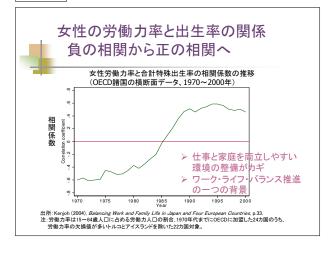
(※) 労働時間は、人が長い労働時間を選択して、より多くの賃金を得ようとするか(所得選好)、短い労働時間を選択して、より長い余暇を選ぶか(余暇選好)のバランスにより決定されるというもの。

女性労働と少子化の関係(資料3~5)

(OECD 諸国の女性の労働力率と出生率の関係 負の相関から正の相関へ)(資料3)

OECD 諸国の横断面データを見ると、1970 年代には女性の労働力率が高まると合計特殊出生率が低下するという負の相関関係にあったが、1980 年代にはその関係が弱まり、1990 年代には逆に正の相関関係に変わった。なぜ正の相関関係に変わってきたのか、理論的・実証的な研究がなされてきた結果、女性が働くようになっても、仕事と家庭を両立しやすい環境が整備されれば出生率にマイナスに働くとは限らないことが示されている。

資料3



(日本の女性就業率と出生率の関係は、2005 年以降、正の相関へ) (資料4)

日本の状況を時系列データで見てみると、かつては 女性の就業率が高まるにつれ、合計特殊出生率が下 がるという負の相関関係にあった。ところが、2005 年 以降は女性就業率も合計特殊出生率も共に上昇する 正の相関関係へと転換しているのが確認できる。

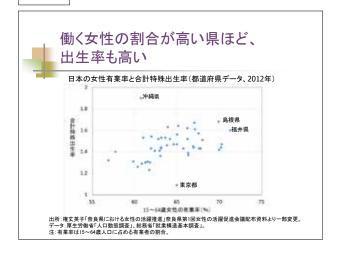
(働く女性の割合が高い県ほど、出生率も高い) (資料5)

日本の女性有業率と合計特殊出生率を都道府県別にみると、傾向から外れている東京都、沖縄県を除くと、両者には概ね正の相関関係がみられる。島根県、福井県などで女性有業率も合計特殊出生率も高くなっている。

資料4



資料5



今後の課題(資料6~13)

今回の調査結果から、女性の継続就業率がこれま でに比べて大きく上昇した。取組の成果が上がってき ているといえるだろうが、女性の出産前後の就業を考 えるうえで、今後の主な課題(資料6)を以下のとお り整理した。

資料6



女性の出産前後の就業に関する 主な課題

- 女性の(継続)就業率の水準
- 非正規労働者の継続就業率
- 女性の再就業
- 男性の育児休業・家事分担

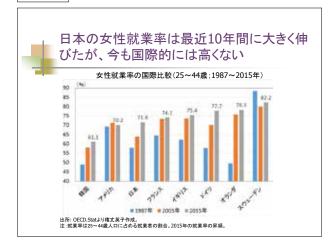
(女性の(継続) 就業率の水準)(資料7~10)

1つ目は、継続就業率の水準についてである。女性 の継続就業率はたしかに上昇している。しかし、この 水準で十分というわけではなく、まだ上昇する余地が あると考えられる。 資料7の25~44歳の女性就業 率の国際比較データをみると、日本は2015年に 71.6%と以前に比べて大分上昇してはいるが、国際的 には今もあまり高くはない。

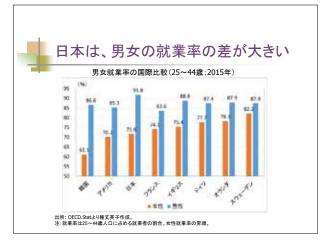
次に、2015年の男女の就業率を比べる(資料8) と、日本の男性の就業率は非常に高いので、これと 比較すると、日本の女性の就業率の低さが目立つ。 また、総務省「労働力調査」によれば、日本では就 業を希望しつつ、就業できていない女性が約300万 人いる。

女性労働や子育て支援についてはスウェーデンやフ ランスなどの事例が紹介されることが多い一方、オラ ンダについてはあまり知られていないため、ここでは オランダの事例を紹介する。資料7の女性就業率を見 ると、オランダは 1987 年には5割弱と極めて低かっ た。しかし、2015年には78.3%とスウェーデンに次 いで高くなっている。オランダでは、第1子出産前後 に継続就業する女性の割合が9割以上に及ぶ(資料 9)。同国では、出産前後に労働時間を変更しない者 が多い一方で、実は出産前からパートタイムで働く者 も多く(資料10)、短時間勤務ができることで、継続 就業もしやすい状況になっている様子がうかがえる。

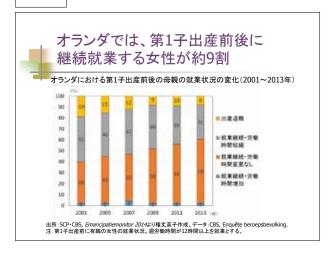
資料7



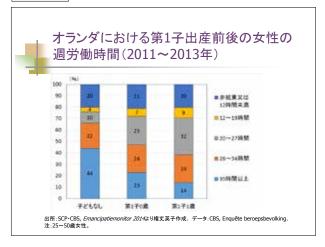
資料8



資料9



資料10



(非正規労働者の継続就業率)(資料 11)

2つ目は、非正規労働者の継続就業率が正社員に 比べて低いことである。「第15回出生動向基本調査」 の結果より、就業形態別の第1子出産前後の継続就 業率を見ると、正規職員が69.1%、パート等が25.2 %と差が大きい。2017年1月施行の改正育児・介護 休業法により、有期契約労働者の育児休業の取得要 件緩和等が行われ、以前に比べて非正規労働者も、 育児休業を取得し継続就業しやすくなることが期待さ れる。継続就業率については、非正規労働者は正社 員に比べて就業継続の希望が少ないというデータもあ る。しかし、現状の働き方を前提にして希望が形成さ れるという面もあるので、この水準で十分という判断 ができるわけではない。また、不本意で非正規で働い ている者もいることにも留意する必要がある。合わせ て、継続就業率のデータは、出産した人に注目したも のであるため、職場の状況等によって出産を延期した り諦めたりしている人の情報は捉えていないことも理 解しておく必要がある。

資料11

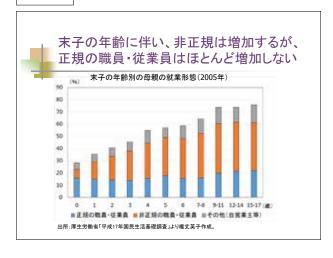


(女性の再就業) (資料 12~13)

3つ目は、女性の再就業に関してである。末子年齢 別の母親の就業形態について、2005年の調査結果 (資料 12) と、2015年の調査結果(資料 13)を比べ ると、全体として就業者の割合が大幅に高まってお り、特に未就学児の母親の正規雇用が増加している。

しかし、末子の年齢の上昇に伴って、非正規での就業 が増加するという傾向は引き続き見られる。従来通 り、女性が継続就業しやすい環境づくりに取り組むと ともに、一度離職した女性も良好な再就業の機会を得 られる環境整備も必要であろう。

資料12



資料13



(男性の育児休業・家事分担)

4つ目は、男性の育児休業・家事分担についてであ る。長時間労働の是正などの働き方改革に取り組んで いるところではあるが、男性の育児休業取得率は 2015年に2.65%で、第4次男女共同参画基本計画 における成果目標である13%からかい離しており、 大きな課題といえる。先ほど取り上げたオランダは、

かつては保守的で既婚女性があまり就業していなかっ た国であり、現在も家族関係社会支出の規模が大きい わけではない。それでも、男性の育児休業取得率が今 は25%程度になっている。こうした事例もあることを 考えると日本もまだまだやることがあるのではないか。 今後のさらなる取組に期待したい。